

平成 15 年 11 月 29 日付諮問に対する答申

平成 15 年 11 月 29 日
金融危機対応会議議長
小泉 純一郎

本会議は、平成 15 年 11 月 29 日付で内閣総理大臣より「預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 102 条第 1 項に基づき、株式会社足利銀行について同項第 3 号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことについて、審議を求めるとの諮問を受け、審議を行った結果、以下のとおり答申する。

本日、株式会社足利銀行から金融庁に対して、平成 15 年 9 月期決算において債務超過となる旨の報告があり、併せて、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができず、その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出があった。

同行は栃木県を中心とする地域に多数の預金者と中小企業者等の取引先を抱えていることなどから、同行について預金保険法第 102 条第 1 項に定める措置が講ぜられなければ、同項に規定する「当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある」と認められる。

さらに、同行の規模や、栃木県における融資比率が極めて高率であることなどから、現在の金融環境の下、地域において同行が果している金融機能の維持が必要不可欠であることなどを総合的に勘案すれば、「第 2 号措置によっては第 1 項の支障を回避することができない」（預金保険法第 102 条第 3 項）と認められる。

したがって、株式会社足利銀行について預金保険法第 102 条第 1 項第 3 号に定める措置を講ずる必要があると判断する。